



議会だより

No. 175
平成23年11月

第3回 定例会

平成22年度決算 各会計を認定

平成23年第3回定例会は、9月6日に招集され、会期を22日までの17日間と決め開催されました。

平成22年度一般会計、6特別会計、水道事業会計の決算認定をはじめ、総合行政システム改修委託料や生活環境道路平和通団地改良舗装工事等に伴う補正予算

などを審議し原案どおり可決しました。

一般質問では5人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、各常任委員会の所管事務調査報告、国や関係機関への意見書5件を審議し原案どおり可決しました。

審議結果

区 分	結 果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	条例制定	議案第43号	七飯町税条例等の一部改正について	
	補正予算	議案第44号	平成23年度七飯町一般会計補正予算(第5号)	
		議案第45号	平成23年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
		議案第46号	平成23年度七飯町後期高齢者医療健特別会計補正予算(第1号)	
		議案第47号	平成23年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
		議案第48号	平成23年度七飯町一般会計補正予算(第6号)	
	議案第49号	平成23年度七飯町一般会計補正予算(第7号)		
人 事	同 意	同意第3号	教育委員会委員の任命について	
報 告	報告済	報告第10号	平成22年度七飯町健全化判断比率について	
	報告済	報告第11号	平成22年度七飯町水道事業資金不足比率について	
	報告済	報告第12号	平成22年度七飯町下水道事業資金不足比率について	
	報告済	報告第13号	平成22年度七飯町土地造成事業資金不足比率について	
決 算 認 定	認 定	認定第1号	平成22年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について	平成22年度決算審査 特別委員会報告
	認 定	認定第2号	平成22年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第3号	平成22年度七飯町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第4号	平成22年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第5号	平成22年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第6号	平成22年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第7号	平成22年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認 定	認定第8号	平成22年度七飯町水道事業会計決算認定について	
選 挙		選挙第13号	選挙管理委員の選挙	
		選挙第14号	選挙管理委員補充員の選挙	
発 議 案	意 見 書 等	○	発議案第11号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
		○	発議案第12号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
		○	発議案第13号	電力多消費型経済からの転換を求める意見書
		○	発議案第14号	JR三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書
		○	発議案第15号	平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書
そ の 他	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	許 可		発言取消しの申し出の件	
	承 認		議員の派遣について	
	承 認		閉会中の継続審査の申し出について	
	承 認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- 審議して決まったこと…………… P. 15
- 第3回臨時会の結果…………… P. 15
- 監査報告…………… P. 15
- 一般質問…………… P. 16
- 常任委員会活動報告（民生文教）…………… P. 18
- 常任委員会活動報告（経済産業）…………… P. 20
- 常任委員会活動報告（総務財政）…………… P. 22
- 決算審査特別委員会報告…………… P. 24
- 議員出席状況…………… P. 27

平成23年第3回定例会

審議して決まったこと

条例一部改正

◆七飯町税条例等の一部改正
地方税法の一部改正に伴い、七飯町税条例等の所定の改正を行う一部改正。

補正予算

◆平成23年度七飯町一般会計補正予算(第5号)
総合行政システム改修委託料、生活環境道路平和通団地改良舗装工事等、歳入歳出それぞれ2億7千416万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億6千931万5千円とした。

◆平成23年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
電算用帳票類印刷製本費等、歳入歳出それぞれ187万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5千494万7千円とした。

◆平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
北海道後期高齢者医療広域連合負担金等、歳入歳出それぞれ187万4千円を追加

選挙

◆選挙管理委員の選挙
選挙管理委員の任期満了に伴い選挙が行われ、次の方々が当選しました。
本間 俊法
服部 満
工藤 壽夫
工藤 洋三

◆選挙管理委員補充員の選挙
選挙管理委員補充員の任期満了に伴い選挙が行われ、次の方々が当選しました。
立花 勇
齋 正治
金澤 実
小杉 重宣

発議案(意見書)

◆議員提出議案として5件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。
◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

人事

◆教育委員会委員の任命
任期満了となる左記の者を再び任命することに同意。

氏名 吉田雅幸(60歳)
住所 本町3丁目13番3号

意見書
◎電力多消費型経済からの転換を求める意見書
◎J.R三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書
◎平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書

報告

◆平成22年度七飯町健全化判断比率について
◆平成22年度七飯町水道事業資金不足比率について
◆平成22年度七飯町下水道事業資金不足比率について
◆平成22年度七飯町土地造成事業資金不足比率について

その他

◆議員の派遣について

決算

平成22年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算は「平成22年度決算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、全会計を全員一致で認定した。
(報告書は24ページに掲載)

第3回

臨時会

7月25日

条例一部改正

◆七飯町営住宅の設置条例の一部改正
冬トピア団地の駐車場の増設及び鳴川団地E棟分の駐車場の完成に伴い、別表(2)共同施設の改正を行う一部改正。

補正予算

◆平成23年度七飯町一般会計補正予算(第4号)
大沼15号線他側溝補修工事、本町19号線排水整備工事等、歳入歳出それぞれ7千45万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9千515万4千円とした。

選挙

◆南渡島消防事務組合議会議員の選挙
神崎和枝議員の辞職により七飯町の定数に欠員が生じたので、平松俊一議員が選出された。

発議案(意見書)

◆議員提出議案として1件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。

◎原発依存からの脱却と大間原子力発電所建設の凍結を求める意見書

その他

◆町道鶴野2号線改良工事(1工区) 請負契約
契約の方法
地域限定型一般競争入札
契約金額
1億5千571万5千円

▽契約の相手方
株式会社 相互建設

◆町道鶴野2号線改良工事(2工区) 請負契約
契約の方法
地域限定型一般競争入札
契約金額
1億5千225万円

▽契約の相手方
株式会社 鈴木事業所

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。
平成23年5月分を
6月29日、30日
平成23年6月分を
7月28日、29日
平成23年7月分を
8月30日、31日

検査結果

特に指摘すべき事項なし。
監査委員
永田 英利
横田 有一

Q 青少年センターユートピア大沼の今後について

A 温泉利活用を検討する為に予算も含めて考慮

木下 敏 議員

青少年センター「ユートピア大沼」は、昭和33年7月1日に国定公園に指定された大沼国定公園の大沼管理計画区内に、昭和44年に

南北海道青少年センターとして開業している。このユートピア大沼を平成23年3月に策定された第4次七飯町行政改革大綱の行政改革取組事項一覧(1.各種事務事業の見直し)にユートピア大沼の廃止を平成23年度検討・平成24年度実施と記載されている。

開業以来、温水プールは解体・宿泊施設としての営業中止、社会福祉協議会のデイサービスも撤退という状況の中で、60℃前後の温泉が毎分293リットル出ている泉源がある。

こうした中、東大沼町内会会員に「ななえ広報」に折り込み平成24年3月で閉館し建物は解体するという通知をしている。開業以来の行政運営が、適切なのか疑問がありますので次の点について伺いたい。

①開業から現在までの運営状況と事業内容について

②開業から現在までの公園計画等の許認可状況について

③七飯町行政改革推進委員会と七飯町行政改革推進本部の構成員と役割について

④行政改革会議でユートピア大沼廃止をどのような経過で決定したかについて

⑤東大沼町内会だけに通知した理由と広く通知しない理由について

⑥東大沼町内会に通知した文章の内容について

⑦大沼地区の町内会やコンベンション協会、利用者への今後の対応について

⑧今後の公園計画等について

⑨今後の温泉の利活用について

【副町長】平成9年のデイサービスセンターの設置の件ですが、車庫設置は公園法の届出をしましたが、デイサービス本体の設置工事は私の判断

で届出をしませんでしたが、もしこの事により他の機関や他の皆様にご迷惑をおかけしたと言ふことであれば、心よりお詫び申し上げます。

【町長】平成13年に公園計画の変更を行わなかった事は遺憾である。通知文書でなく現地説明会を最初にやらなければならぬ。この様な事務の不手際を陳謝申し上げます。

温泉の利活用については、東大沼地域が活性化することが一番大事であり、そのために地域の皆様と町内のスポーツ関係者を含めて検討する場を作っていききたい。そのため予算措置も考えていきたい。

その他、「平成23年7月31日付の懲戒処分の詳細と再発防止について」、「町道維持作業車の更新計画の現状と体制について」を質問している。

Q 子育て支援について

A 子どもたちの遊び場に空き地流用で検討

平松 俊一 議員

急激に進む少子高齢化に対応すべく、七飯町は平成18年6月に「第4次七飯町総合計画」を策定し、更に平成22年3月には「次世代育成支援後期行動計画」を

家庭や地域における少子化対策及び子育て対策を目的に策定している。今後この行動計画に従って活動され、より良い成果が出来るだけ早く表れるよう次の点について伺いたい。

①総合公園は今年度で完成するが、子育て世代の要望は自宅近くでキャッチボールやミニサッカーなどが気軽にできる「ちびっこ広場」の充実である。遊具やトイレなどの施設を設けない、平らなだけの個人所有等の空き地を町が借り上げて、早急に整備を進める考えはないか。

②新生児に対して祝金を支給している自治体も多くある。町では、現在お米を進呈しているが少子化対策の一環として、さらに上乗せで祝金などを支給する考えはないか。

【子育て健康支援室長】

①町内には都市公園が11か所、開発行為等による帰属緑地が66か所、ちびっこ広場が23か所あるが、ちびっこ広場は面積も狭く、遊具を配置しているので幼児から小学校低学年が利用対象である。今後私有地等も含めて平らな空き地を利用し、地域の力を借りながら可能か検討して行きたい。

【町長】②町では出産時に保健師と保育士が今後の子育て支援サービスの説明をかねて出産家庭を訪問し、その際お米35キロをお祝いとして進呈している。祝金を出さない自治体も増えており、祝金そのものが子どもの増加に寄与しているとは考えにくく、町としては現在の制度に上乗せする考えはない。

町内各農地で発生した除礫石を処理するに当たり、該当処分場が今まではなかったが、この度鳴川碎石場の企業撤退跡地が道発注工事の残土処理地として転用されている。この機会に町内に点在している除礫石を受け入れてもらえないか、道に要請する考えはないか伺いたい。

【町長】農地から発生した除礫石は産業廃棄物ではなく、あくまでも個人の所有物となる。鳴川の採石場跡地は、道発注工事である久根別川改修工事で発生する残土処理地として道が整備を進めている場所であり、そこへ農家個人の所有物である石を受け入れ要請する考えはもっていない。

その他、「七重官園跡地、赤松街道、町内古木等の保存について」、「町内業者の育成と雇用拡大について」を質問している。

Q 人生のキャリアは欠かせない、財産元氣な団塊世代の活用を

A キャリアを活用してもらうためにも、新たなシステムを研究したい

長谷川 生 人 議員

ここ数年、戦後の経済を支えてきた「元氣な団塊世代」の方々が退職され、時間に余裕ができ、愛する郷土に何か役に立ちたいと抱えている事と思います。

各々が、これまで蓄積された経験や技術、知恵をお持ちの方々です。その中には、趣味やサークル、直ぐに町内会デビューのできる方々ばかりでなく、チャン

ス、出会いのない方、出無精の方も多いことと思いますが、地域活性化、自立のまちづくりが求められている

昨今であることから、大いに協働のまちづくりに参加して生きがいを持って活動していただくために、次の点について伺いたい。

①七飯町の団塊の世代を含むシニア世代は現在どのようになっているのか。今後どのようにに推移していくのか。

②町の活性化の促進を担っていたため新たな組織、システムづくりをする

考えはないか。

【町長】

シニア世代と呼ばれる55歳から70歳の世代は6千979人（7月現在）おり人口の24.2%を占める。現在七飯町まちづくり人材バンク登録制度をもうけているが地域の活性化に向けて新たなシステムを研究したい。

Q 温泉パスポートの発行を

健康センター（アップル温泉）は、多くの町民の心身ともに健康で活力ある地域社会の振興に役立ち、町民皆さんの憩いの場所でもあります。近年は、築年数も経て維持管理経費も膨らんできているが、引き続き、高齢者の健康保持増進を図るための入浴割引制度の実施など、様々な健康づくりに寄与されている。町民は、温泉に入るのが唯一の楽しみとして入浴料金が嵩み大変だとの声もあります。そこで次の点を伺いたい。

【町長】

①年間パスポート事業制度を導入する考えはないか。
②雨の日は、ゆつくりと露天風呂に入っていられないため、東屋設置などの雨よけ対策をする考えはないか。

パスポート導入について町内の温泉施設との兼合い、事業の収支の影響、そして近郊施設には事業を廃止している施設もあることから、慎重に検討させていただき、雨よけ対策についても検討していきたい。



健康センター(アップル温泉)の露天風呂

Q 国民健康保険税の資格証明書の発行は中止を

A 発行を少なくしていけるよう、納税相談を積極的に行っていきたい

上野 武彦 議員

国民健康保険法第一条は「社会保障および国民健康保険の向上に寄与することを目指す」と明記し、国民に医療を補償するための制度として、全国約3千600万人が加入する日本で最大の公的医療保険制度となっている。

しかし、保険税が高くて払えず、窓口負担が10割になる資格証明書や有効期限が短い短期保険証を発行されている世帯は合わせて159万世帯に上っている。その原因として、事業主負担がない分国が適切な負担するとして1984年には50%の負担をしていたのが、2008年には24%に半減させたこと、一方で、国保加入世帯の自営業者や農家などの経営が厳しくなり、さらに、非正規労働者や失業

者、年金生活者などの「無職者」が7割以上を占めるという事情が背景にある。こうした状況の下無保険や保険証の取り上げにより受診が後れ、死亡したと見られる事例が昨年度全国で71人に上った。国民の健康を守るという制度の目的にも反する保険証の取り上げはやめるべきではないか。

【町長】

平成22年度、資格証明書は26件、短期保険証は322件発行しております。資格証明書を発行するまでの経過は、国保税を滞納している被保険者に対して督促状を発行します。それでも返答や相談が無い場合は催告書を送付します。催告書の送付後返答や納税相談が無い場合は滞納処分を行います。滞納処分については、滞納している被保険者に対しては、滞納処分を行います。滞納処分については、滞納している被保険者に対しては、滞納処分を行います。

その他、「国民健康保険の医療費減免について」、「改正介護保険法の総合事業について」を質問している。

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

牧野 喜代志 議員

- 1 政策実現に町長のリーダーシップとスピード感を期待する
- 2 農業の活性化と高齢者・障がい者の雇用確保のためのシステム体制を！
- 3 藤城小学校建設に係る水源問題について

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

民生文教（中間報告）

《調査事項》

・総合保健福祉計画の見直し状況について
・バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理の現況について
・学校施設及び給食センター施設の運営状況について
・地域福祉事業の現況について

〔調査の目的〕

総合保健福祉計画については、本年度見直しすることから進捗状況及び前計画の評価などについて調査を行った。

バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理については、廃棄物処理に係る負担金が増加傾向にあることから、バイオマスタウン構想策定後の進捗状況、廃棄物処理量

の推移と見直し、生ゴミ

処理の取り組み状況と今後の方針、し尿収集体制などについて調査を行った。

学校施設及び給食センター施設については、耐震改修促進計画が策定されたこと、給食センターの運営等に係る指導が全道的に行われたことから、各小中学校の児童生徒数の推移、耐震診断の結果並びに耐震化計画、給食センター施設の概要、運営状況などについて調査を行った。

地域福祉事業については、地域福祉事業及び高齢者福祉事業の概要、障がい者地域生活支援事業の事業内容などについて調査を行った。

〔総合保健福祉計画の見直し状況について〕

総合保健福祉計画は、平成24年度から平成26年

度の3カ年を計画期間とする「第3期七飯町総合保健福祉計画」を策定中であり、その策定に係るアンケート調査を実施している。

アンケート調査は、地域福祉計画（対象1千人）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（対象：1千900人）、障がい者福祉計画・障がい者プラン（対象：1千500人）の3種類に分けられ、合わせて4千406人が対象となっており、アンケートの回収状況は、8月10日現在で地域福祉計画は436人（回収率43.6%）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画1千117人（回収率58.8%）、障がい者福祉計画・障がい者プラン705人（回収率46.8%）となっている。

アンケート調査の結果を分析するためには十分な回収率と捉えており、当委員会としては、アンケート結果の分析及び総合保健福祉計画の素案が策定するまで、継続して調査する必要があると判断している。

〔バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理の現況について〕

バイオマスタウン構想について

バイオマスタウン構想は、平成22年3月に策定され1年以上が経過しているが、事業の実現には、バイオマス資源の処理費用や堆肥販売価格、燃料化施設の建設費用及び維持経費など課題が多く見受けられている。

また、ゴミ処理の燃料化技術は進化していることから、町はバイオマスタウン構想の検証を行う一方で、家畜の頭数、家畜排せつ物賦存量の調査を行い、バイオマス資源量を把握している。

廃棄物処理・生ゴミ処理について

可燃ゴミについては、年々増加傾向にあり、それに伴う負担金も増加している現状である。

リサイクルセンターに搬入されている不燃ゴミは、計画より少ない搬入量であるため、平成30年度までの計画が平成34年度まで搬入できる見込み

となっている。

リサイクルセンター施設は老朽化しており、かつ、新幹線開業に伴う資源ゴミの増大が見込まれていることから、破碎機も含めた新施設を検討している。

また、生ゴミについては、生ゴミの分別化による処理が処理費用の縮減を早期に達成する最良の方策としており、環境に配慮した「微生物（菌）」での気化、分解による処理方法が最適としている。

し尿収集業務については、現在1社で行っており、緊急時対応などに課題があるとして、複数企業でのし尿収集体制も検討していたが、し尿収集業者は、下水道の普及に伴い収集量が減少し、安定的な経営に影響することから、し尿収集体制を検討する場合は、現在のし尿収集業者と十分協議することとしている。

しかし、当委員会としては、生ゴミ処理方法も複数あること、破碎機による減容化などについて継続して調査する必要があると判断している。

あると判断している。

〔学校施設及び給食センター施設の運営状況について〕

平成23年度の七飯町立小中学校の児童生徒数は、平成18年度と比較して小学校で156人減の1千488人、中学校で76人減の810人、小中学校合わせて232人減の2千298人となっている。

また、住民基本台帳を基に今後の児童生徒数を推計すると、平成28年度の児童生徒数は平成23年度と比較して小学校で244人減の1千244人、中学校で77人減の733人、小中学校合わせて321人減の1千977人で約14.0%の大幅な減少となる見込みである。

〔2〕学校施設の耐震診断結果と対策について

小中学校の耐震診断については、平成21年度に行われており、その、耐震補強が必要とされた施設は、大沼小学校屋内体育館、軍川小学校屋内体育館、七重小学校校舎、

育館、七重小学校校舎、

減らさないと！

大中山小学校校舎及び屋内体育館、七飯中学校校舎である。

この内、軍川小学校屋内体育館、七飯中学校校舎は耐震補強工事が可能であるが、その他の大沼小学校屋内体育館、七重小学校校舎、大中山小学校校舎及び屋内体育館は改築が必要と判断されて

いる。

このことから、当委員会として改築が必要と判断された前述の3校を現地調査したところ、校舎棟は、コンクリートが剥離し、鉄筋が剥き出しになっていたり雨漏りの状況も見受けられている。また、屋内体育館については、アリーナの床に

不陸が見受けられるなど、児童生徒の教育環境は著しく好ましくない状況である。

学校プールの施設は、峠下小学校、藤城小学校、大中山小学校の3校であり、授業のほか夏休み期間中も開放している。(3)給食センター施設について

小中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

学校名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大沼小学校	91	81	83	81	81	73
軍川小学校	12	19	16	20	20	24
東大沼小学校	7	10	10	13	14	12
峠下小学校	26	24	25	29	28	33
七重小学校	693	688	654	642	632	609
藤城小学校	154	160	157	138	127	116
鶴野小学校	15	13	11	10	13	10
大中山小学校	646	637	643	606	604	611
小学校計	1,644	1,632	1,599	1,539	1,519	1,488
大沼中学校	75	58	56	39	43	48
七飯中学校	429	433	449	451	454	454
大中山中学校	382	354	350	343	333	308
中学校計	886	845	855	833	830	810
合計	2,530	2,477	2,454	2,372	2,349	2,298

※児童生徒数は、毎年4月末現在の数値である。鈴蘭谷分校は含まない。

小中学校の児童生徒数の見通し(推計)

(単位：人)

学校名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大沼小学校	58	59	55	49	45
軍川小学校	23	20	23	23	24
東大沼小学校	12	8	8	6	5
峠下小学校	32	29	25	24	25
七重小学校	575	546	537	516	495
藤城小学校	121	111	109	107	104
鶴野小学校	5	6	8	9	7
大中山小学校	592	568	550	556	539
小学校計	1,418	1,347	1,315	1,290	1,244
大沼中学校	60	64	64	60	48
七飯中学校	436	428	388	382	372
大中山中学校	298	299	325	315	313
中学校計	794	791	777	763	733
合計	2,212	2,138	2,092	2,053	1,977

※児童生徒数は、毎年4月末の推計である。鈴蘭谷分校は含まない。

給食センターは、昭和41年3月に新築、昭和63年に増築し、現在に至っており、学校給食は、昭和41年4月から開始し、本年度で44年目を迎えている。職員は、センター長、事務係長、学校栄養職員2名であり、平成20年度より調理部門と配送部門は、民間業者に委託している。

給食は、主食(パン・米飯)、副食(学校栄養職員が献立を作成)、牛乳であり、食材は、北海道産や七飯産など季節に応じて産地を指定し、地産地消に努めるとともに、安全かつ安くおいし給食を提供している。

本年度の給食数は約2千500食であり、給食費は小学生3千350円、中学生4千200円、給食の実施回数は年187回となっている。

本年2月に、他市で発生した学校給食の集団食中毒により、渡島教育局及び渡島保健所が七飯町の給食センター施設を点

検した結果、いくつかの改善すべき事項が指摘されていることから、当委員会では現地調査を行っている。

現地調査は夏休み期間中で調理業務はしていなかったが、渡島教育局等から指摘され改善できる事項については、早急に改善されているが、給食センター施設そのものが老朽化していることから、大規模な改修でも改善が無理な状況にあり、改築が望ましい状況である。

文部科学省の学校給食衛生基準では、ハサップ(HACCP…危害分析重要管理点)の考え方に基づき共同調理場並びに共同調理場の受配校の施設並びに設備、食品の取り扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合は、速やかに改善措置を図ることとしている。

具体的には、学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。施設の新

増築、改築、修理その他の必要な措置を講じること。ドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ることなどの項目を掲げている。

しかし、当町の給食センターは前述のとおり老朽化しており、調理方法もウエットシステムであり、改善が必要であるが、現施設ではドライ運用も無理な状況であることから、当委員会として、ハサップ方式及びドライシステムを導入している給食センターの調査が必要であると判断している。

(4)学校施設及び給食センターの整備について

学校施設及び学校給食センターは早期に改築等が必要と考え、町長及び教育長にその考えを聴取している。

文部科学省は、耐震診断の結果、耐震改修及び改築が必要な学校施設は5年以内にすべて学校の耐震改修又は改築を完了させるの方針を示して

いるが、教育長は、財源的な保障がないことから優先順位をつけた整備計画を策定したいとのことであり、合わせて、他の学校施設についても営繕計画を策定したいとのことである。

町長は、学校の耐震化について国の補助制度も見極めて検討したいとのことである。

また、給食センターについても、学校施設の改築と合わせて実施するのは財政的に非常に厳しいと判断しており、PFI方式も視野に入れて検討したいとのことである。

【地域福祉事業の現況について】

(1)地域要援護者支え合い事業について

地域福祉事業は、社会福祉協議会に委託している「地域要援護者支え合い事業」である。

平成22年度における地域要援護者支え合い事業の実績は、団体数で188団体、回数で813回、基準額で2千889千円となっている。

(2)高齢者福祉事業及び障がい者地域生活支援事業について

高齢者福祉事業は、町が実施する事業及び外部に委託している事業がある。

町が実施する主な事業は、高齢者敬老祝金品贈呈事業、高齢者入浴助成事業、介護予防事業、家族介護用品支給事業、寝たきり予防対策事業などである。

また、外部に委託している主な事業は、外出支援サービス事業、軽度生活援助事業、生きがい活動通所支援事業、「食」の自立支援事業などであり、平成22年度における高齢者福祉事業全体の経費は1千738万5千円となっている。

障がい者地域生活支援事業においても、町が実施する事業及び外部に委託している事業がある。

町が実施する主な事業は、日常生活用具及び自具給付事業、障害者ホームヘルプサービス事業、障害者短期入所事業、障害者社会復帰施設等通所

交通費助成事業などである。

また、外部に委託している主な事業は、障害者訪問入浴サービス事業、障害者移動支援事業、障害者地域活動支援センター事業などであり、平成22年度における障がい者地域生活支援事業全体の経費は4千453万8千円となっている。

【まとめ】

総合保健福祉計画については、「第3期七飯町総合保健福祉計画」を策定中であり、策定に伴って実施したアンケート調査の分析結果及び素案が策定されるまで、継続して所管事務調査を実施することとする。

バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理については、それぞれ密接な関係があることなどを踏まえ、先進地の処理方法などの調査が必要となることから、継続して所管事務調査を実施することとする。

学校施設については、耐震診断調査の結果を踏

まえ、耐震改修が困難と判断された大沼小学校屋内体育館、七重小学校校舎、大中山小学校校舎及び屋内体育館については、現地調査を踏まえても好ましい教育環境とはいえないことから、早急に確実な財源を確保し、計画的な整備計画を策定するとともに、他の学校施設についても営繕計画を策定し、学校施設の長寿命化を望むものである。

また、給食センターについては老朽化が著しく、大規模な改修でも文部科学省の学校給食衛生基準をクリアすることは、非常に難しいと考えられる。教育長は、PFI方式による改築（建替）も検討しているとのことであるが、PFI方式での給食センターの改築は北海道内での実績はないとのことであるため、メリット・デメリットを十分検証して検討することを望むものである。

なお、当委員会として、文部科学省の学校給食衛生基準により、ハザップ（HACP）方式による建設された給食センターの先進地を調査する必要があることから、継続して所管事務調査を実施することとする。

地域福祉事業については、社会福祉協議会に委託し、一定の実績が見受けられるが、更なる事業の広報活動とともに事業の充実を望むものである。

また、高齢者福祉事業や障がい者地域生活支援事業については、事業実績や利用実績のない事業も見受けられることから、地域福祉事業同様に事業の広報活動とともに事業の充実を望むものである。

以上が当委員会の所管事務調査に係る報告であるが、学校施設及び地域福祉事業については調査を終了することとし、総合保健福祉計画の見直し状況、バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理の現況、給食センター施設の運営状況については、所管事務調査を継続することとする。

調整区域内における違法建築物については、議会に何度も是正の経過報告がされていることから、その後の是正状況について調査を行った。

七飯町公営住宅長寿命

七飯町公営住宅長寿命

減らしたい

化計画については、平成23年3月に策定されていることから、その詳細を把握するとともに公営住宅の管理戸数などについて調査を行った。

【町道藤城2号線及び町道鶴野2号線の整備状況について】

(1)町道藤城2号線の整備状況について

町道藤城2号線は、久根別川広域河川改修事業に合わせて、藤城2号橋と久根別4号橋を統合し、その2橋の間に新たな藤城2号橋を架け換えするために、接続道路として整備するものである。

町道藤城2号線の整備期間は、平成21年度から平成24年度であり、整備延長は685.6m、幅員6.0mとなっている。

なお、町道藤城2号線の整備は、当初平成23年度で完了する計画であったが、久根別川河川改修に伴う藤城2号橋及び藤城2号橋に係る取付道路は、函館建設管理部が整備することとなっており、その進捗状況から1

年間延長となり平成24年度完了の予定であることから、平成23年度で計上している予算についても、減額補正する場合もあるとしている。

(2)町道鶴野2号線の整備状況について

町道鶴野2号線は、北海道新幹線鶴野高架橋工事に支障となる町道2カ所の付替道路の整備で、1工区と2工区に分けて整備する計画である。

全体の整備期間は、平成21年度から平成23年度であり、うち、1工区の整備延長は175m、幅員は6.0mであり、2工区の整備延長は370m、幅員6.0mとなっている。なお、1工区には函館開発建設部が管理する一本木用水も併せて付替える計画である。

また、北海道新幹線鶴野高架橋工事の進捗状況

によっては工期の延長も考えられるが、その場合は、契約議決されている案件であり、議決の変更が必要である。

委員からは、北海道新幹線に関連する工事は今

後もあるのかとの質疑があり、建設課長は、町道本町16号線の付替えを既に着手しており、他の大きな付替工事はないとしている。

【指名業者選考審査について】

指名業者の選考に当たっては、平成23年2月に、平成23年度・平成24年度分を受付、指名願が受理された837社から選考することとしている。

指名選考業者の資格審査及び格付けでは、指名業者の資格審査点は、経営規模等評価結果の総合評定値である客観的審査点に、七飯町発注工事（平成21年度・22年度）の施行成績評定値である主観的審査点を加えた合計を総合点数として、工種別にランク付け（格付け）をしている。

委員からは、ランク別の総合点数が北海道や他の自治体と差があり、町内業者を縛り付けておりその根拠は何か、建築工

事でBランクが1社で発注がその業者に集中して

いるのではないかと質疑があり、建設課長は、他の自治体をすべて把握していないが、総合点数のうち経営審査の点数は変わらないが、主観的点数に各自自治体ばらつきがある。

七飯町は100点が満点であるが、北斗市は20点くらいであり、差引くとほぼ同じくらいになること、各自自治体の規模や考

【調整区域内における違法建築物の状況について】

え方が異なり各自自治体にあったランク付けをしていくこと、工種ごとにランク別の総合点数を変えることは難しいこと、一般競争入札において共同企業体を受け付けていることなどを挙げ、2年間

は現状のままで行うこととしている。

調整区域内の違法建築物については、議会においても度々問題化されており、その指導及び是正の状況について報告されているところであるが、当委員会として、現在の状況について調査を行ったところである。

平成23年8月4日現在における調整区域内の違法建築物は、58件であり、うち撤去件数が27件、未

工種別・ランク別の総合点数

	土木一式	建築一式	電気	管	鋼構造物	ほ装	機械器具設置	水道施設
A	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199
C	950	950	950	950	950	950	950	950
D	749	749	749	749	749	749	749	749
E	649	649	649	649	649	649	649	649

工種別・ランク別の発注工事の基準

	土木一式	建築一式	電気	管
A	3億円以上	5億円以上	1億円以上	1億円以上
A又はB	3億円未満 1千8百万円以上	5億円未満 1億円以上	1億円未満 5千万円以上	1億円未満 5千万円以上
B又はC	1千8百万円未満 500万円以上	1億円未満 500万円以上	5千万円未満 500万円以上	5千万円未満
C又はD	500万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
E	130万円未満	130万円未満	130万円未満	130万円未満
	鋼構造物	ほ装	機械器具設置	水道施設
A	2億円以上		1億円以上	1億円以上
A又はB	2億円未満 5千万円以上	ランクなし	1億円未満 5千万円以上	1億円未満 5千万円以上
B又はC	5千万円未満 500万円以上		5千万円未満 500万円以上	5千万円未満 1千万円以上
C又はD	500万円未満		500万円未満	1千万円未満
E	130万円未満		130万円未満	130万円未満

調整区域内における違法建築物の状況（平成23年8月4日現在）

着手件数が31件であった。

また、新たに違法建築物が発見された件数は、平成21年度10件、平成22年度5件、平成23年度2件の17件であるが、既に8件が撤去されている。

新たな違法建築物は、町民からの通報によるものが主であり、町民の関心の高さの表れであると捉えるが、パトロールの強化による新たな違法建築物を抑制することとしている。

また、町の建設工事に

調整区域内における違法建築物の状況

(単位：件)

年 度	登載件数	撤去件数	撤去着手中	未着手件数
H21年9月時点	41	19	0	22
H21年9月以降	10	7	0	3
H22年	5	1	0	4
H23年	2	0	0	2
計	58	27	0	31

※平成23年8月4日

係る指名業者の違法建築物は、10社であったが、全ての業者において是正されていることが判明した。

委員からは、指名業者の是正の確認と未着手の31件の対応についての質疑があり、新幹線まちづくり課長は、指名業者については全てが是正されていること、未着手については、事業者ばかりでなく個人も含まれていることから、是正計画書の提出など粘り強く指導することとしている。

【七飯町公営住宅長寿命化計画について】

七飯町公営住宅長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）は、平成12年度に策定した七飯町公共賃貸住宅ストック総合活用計画が平成22年度で終了したことから、新たに平成23年度から平成34年度までの12年間を計画期間として、公営住宅の建替や公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減とともに、公営住宅

ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新の実現を目的としている。

長寿命化計画は、「青空と赤松並木に映える緑豊かな虹の里（ふるさと）にふさわしい住宅セーフティネットの形成」を基本理念とし、「町民の住宅セーフティネットとして適正に整備・維持管理された公営住宅」の実現のため、次の基本目標を設定している。

- ① 住宅セーフティネットとして住宅需要に応じた適正な管理戸数の設定
 - ② 既存公営住宅ストックの適切な維持管理
 - ③ 安全・安心な暮らしができ、環境共生に配慮した公営住宅の整備
- 具体的には、七飯町の将来人口・将来世帯数を推計し、七飯町の平成34年度における公営住宅の管理目標戸数を500戸と設定している。

方針を掲げ、公営住宅の活用方針の考え方として、①建替え（現地建替え、移転建替え）、②改善（個別改善、全面的改善）、③修繕対応、④用途廃止の4つとしている。

団地別には、緑町団地・桜団地は用途廃止とし、統合建替えとして新団地の建設を予定。冬トピア団地は長寿命化による全面的な改善、本町上台団地・桜B団地、吉野山団地は個別による改善、大沼団地・鳴川高台団地は修繕対応としている。

特に、長寿命化計画期間内では、冬トピア団地の全面的な改善と用途廃止による新団地として、旧鳴川団地跡地に新鳴川団地54戸を建替える計画である。

委員からは、公営住宅の入居希望者は多いと思うが、現在の管理戸数594戸（緑町団地は一部用途廃止後の管理戸数）と比較して、目標管理戸数500戸は少ないのではないかと質疑があり、建設課長は、現在の管理戸数に

は政策空家の戸数も含まれており、実質的には現状維持の管理戸数としている。

【まとめ】

町道藤城2号線及び町道鶴野2号線の整備については、久根別川河川改修事業や北海道新幹線建設事業と密接な関係があるため、関係機関と密接な連携のもとで整備することを望むものである。

特に、北海道新幹線建設事業は、平成27年開業を目指していることから、道路ばかりでなく、他の事業についても、庁内及び関係機関との連携や情報の共有を望むものである。

指名業者選考審査については、指名願で提出された書類及び工事施行成績評定によって、工種ごとのランク付けが公平に行われているが、建設業者は厳しい経営を強いられていると思われることから、関係する団体との協議などにより、適宜に見直しを行うことを望むものである。

調整区域内の違法建築物については、町の建設工事に係る指名業者分は全て是正されており評価できるところであるが、未着手件数も多く存在していること、新たな違法建築物も発覚していることを踏まえ、粘り強い指導及びパトロールの強化を望むものである。

七飯町公営住宅長寿命化計画については、建替えばかりでなく、長寿命化のために改善・修繕のほか、維持管理計画も記載されるなど評価できるものである。

しかし、平成12年度に策定された七飯町公共賃貸住宅ストック総合活用計画は、策定当初から計画が大幅に遅れていることから、長寿命化計画を進めるに当たっては、財政部局と十分協議の上、計画的に進めことを望むものである。

総務 財政

《調査事項》
・行政改革大綱（第4次）について

〔調査の目的〕

地方分権一括法（平成12年）の施行により、国から地方への権限移譲は大きく伸展し、さらに、平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」の「地域主権改革」によって、今後、更に地方分権の進展が活発化していく中、地域の創意工夫による行政運営と政策展開を図ることが重要である。

また、長引く不況による雇用情勢の悪化、税収の減少、少子高齢化の伸展、社会保障関係にかかる経費が増加するなど、地方自治体は厳しい財政状況にある。

七飯町は、これまでも継続的に行政改革に取り組み、町民の満足度の高い良質で充実した行政サービスに努めているが、将来にわたり持続可能な行政運営を確立し、これからの行政サービス向上の道筋として、平成23年3月に新たな「七飯町行政改革大綱（第4次、期間：平成23年度～平成27年度の5カ年）」を策定

している。

このことから、当委員会では、第3次行政改革大綱の成果を検証するとともに、行政改革大綱（第4次）の基本的な考え方や改革項目などについて調査を行った。

〔行政改革大綱について〕

(1)第3次行政改革大綱について

第3次行政改革大綱（以下「第3次」という。）は、平成18年度から平成22年度の5カ年を計画期間として、平成18年11月に策定されている。

第3次における改革推進の基本姿勢は、①徹底した内部管理経費の削減、②サービスとコストの最適化、③公共サービス提供の見直し・町民と協働のまちづくり、④町民負担の公平の4項目であり、行政改革を進めにあたり8項目・55事項の改革項目・事項を掲げている。

改革事項である55事項のうち、実施済は15事項、実施中は28事項、継続中は1事項、検討中は11事

項となっており、8割が行政改革を進めている状況である。

なお、継続中の1事項は「組織・機構の見直し」であり、検討中の11事項には、町民サービスの拡大を主眼に方向転換した「町有バス運行業務の見直し」やごみ減量化を優先とする「ごみ有料化の検討」などが含まれている。

第3次における実績効果額として、町単独補助金の見直しや定員管理適正化の推進などによる削減効果額として11億4千83万4千円、公営住宅駐車場使用料の徴収やごみ処理手数料の見直しなどによる増収効果額として6千933万9千円、合わせて12億1千769万3千円の効果額となっている。

第4次行政改革大綱について

第4次行政改革大綱（以下「第4次」という。）は、平成23年度から平成27年度の5カ年を計画期間として、平成23年3月に策定している。

第4次は、第3次の成

果並びに課題を検証し、さらに、地方分権が進展する中で、自立した自治体を目指し、創意工夫による行政運営と政策展開、将来にわたり持続可能な行政運営の確立、今後の行政サービスの道筋として策定している。

改革推進の基本視点として、①経営の視点、②サービスの向上の視点、③健全財政の視点の3点を挙げ、行政改革へのアプローチとして、①経営減量型の改革、②質の向上にむけた改革の2点を挙げていく。

①経営減量型の改革では、「減量型の改革」に引き続き、必要性・優先度の高い事業の選択と集中など「経営型の改革」の移行により、持続可能な行政運営を目指すこととし、②質の向上にむけた改革では、優先度の高い事業やサービスの質的向上、職員の意識向上などにより、分権時代にふさわしいまちづくりとともに、多様な発想、多様な団体との連携・協働による質の高いサービスの

提供を目指すこととしている。

また、基本目標は、「選択と集中で持続可能な行政運営」とし、改革項目は、第3次を基本に次の8項目を掲げている。

- ①事務事業の見直し
- ②時代に即応した組織・機構の見直し
- ③定員管理及び給与適正化の推進
- ④効率的な行財政運営と職員能力開発等の推進
- ⑤行政評価システムの活用
- ⑥地方分権（地域主権）の推進
- ⑦行政の情報化と行政サービスの向上
- ⑧町民と行政の協働推進

具体的な改革事項として44事項を掲げており、第3次の実施中も含めて、継続実施する事項、修正して検討する事項が大半を占めているが、新たな事項として、町公用車の一元管理、地域包括支援センター相談業務の

民営委託の検討、精神障害者通所授産施設「ぼほる館」のあり方の検討、生ごみ分別化の実施の4

事項を掲げている。

第4次における想定効果額は、指定管理者制度の導入推進及び健康センター管理運営の見直しなどによる削減効果として7億3千146万4千円、処分可能な土地の早期売却による増収効果として6億7千146万4千円、合わせて13億9千292万8千円を目

〔行政改革の課題について〕

第3次では、町単独補助金の見直しや職員の定員管理、議員定数の削減などにより、一定の効果が図られていると考えられるが、全体の2割に相当する11項目で検討中であり、第4次に引き継がれている。

第4次では、「選択と集中で持続可能な行政運営」を基本目標としているが、改革への課題として、次に掲げる3点を挙げていく。

①町が最良と判断した見直しであっても、利害関係者、利用者、既得権者等からの反発、しがらみ

が障害となる場合がある。

②行政サービスの成果とそれに対する行政経営資源配分（選択と集中）の明確な基準づくりが難しい場合がある。

③前例踏襲、慣例、事なかれ主義、縦割り部局主義といった考え方や意識が完全に払拭されていない。

この改革への課題を解決するためには、七飯町まちづくり基本条例の精神にのっとり、町民一人ひとりが町政に関心を持ち、自主・自立の意識のもとでまちづくりを進め、町民と問題点を共有しながら、町民の納得する行政サービスの選択と集中が重要であるとしている。

委員から、指定管理に移行した場合、専門的な知識を有する職員の扱いや公用車の一元管理計画、適正な職員定数などについて質疑があり、指定管理を公募する段階での協議や組織・機構の見直しと併せて検討することとしている。

〔まとめ〕

地方公共団体の財政は、非常に厳しい状況にあることから行財政改革は、継続的かつ効率的に進めることが重要である。

平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国と地方が対等なパートナーシップであり、行政の各分野において適切な役割を分担するとともに、地方公共団体の自主性及び自立性を高める方向が示されている。

この基本理念は、地域の必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保すること、住民生活の安心と安全を守るとともに、地域経済を支え、地域の活力を回復させることとしている。

第4次行政改革大綱は、国の動向や少子高齢化、長引く経済不況等の社会情勢の中で、地方財政は非常に厳しい状況にあることから「選択と集中で持続可能な行政運営」を基本目標とし、自ら必要とする財源を自ら確保し、自己決定と自己

責任のもとで行政運営を行う自立した自治体を目指すしている。

このためには、第4次行政改革大綱を町民に周知することが重要であり、改革の推進に当たっては、町民の意見等を十分に行政改革に反映されるよう、常に町民サービスの向上を視野に入れた事務事業の見直しや行政組織の見直し・再編をすることが肝要である。

当委員会としては、これまでの行政改革を踏まえるとともに、国や道からの財政支援や経済不況により大幅な税収の増加が望めない状況から、厳しい財政運営を強いられるところであるが、行政改革の推進に当たっては、早急の実施できるものは速やかに検討することと合わせ、行政・議会・町民の協働が不可欠であることから、町職員が地域で汗をかき地域の声に耳を傾けるよう意識の醸成を図るとともに、地域での役割分担を徹底し、町民が主役のまちづくりを望むものである。

特別委員会報告

平成22年度決算審査

特別委員会報告書（要旨掲載）

審査の経過

審査にあたっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等のもとに、担当課長等の出席を求めて審査を行った。

審査の総括

平成22年度の一般会計、6特別会計、水道事業会計の8会計の決算審査にあたり、詳細に慎重に審査を行った結果、全員一致で8会計すべて認定すべきものと決定した。なお、委員会から次のとおり総括意見を付す。

平成22年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額110億2千369万7千円で国の経済対策に伴う地方交付税、子ども手当負担

金や地域活性化・公共投資臨時交付金などの国庫支出金、子育て支援対策臨時特例交付金や森林整備加速化林業再生事業などの道支出金、新幹線建設関連事業の受託などの増額により、前年度より8億7千920万9千円（8.7%）の増加となっている。

歳出総額は107億8千987万6千円で子ども手当の支給や国の地域活性化関連事業、藤城小学校改築事業、新幹線建設関連受託事業の実施などにより、前年度より9億1千956万9千円（9.3%）の増加となっている。

これにより、歳入歳出差引額は2億3千382万1千円で、翌年度へ繰越すべき財源6千207万6千円を差引いた実質収支額は1億7千174万5千円の赤字であるが、実質収支額から前年度の実質収支額

を差引いた単年度収支額は9千550万7千円の赤字となり、これに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支額は6千149万3千円の赤字となった。

しかし、依然国内の経済は好転の兆しが見られず、しかも、本年3月に発生した東日本大震災の影響により、今後も国の財政支援が続くと限らないことから、地方自治体は厳しい財政運営を強いられることが予想される。町の財政において35.2%を占める町税等の自主財源は、住民サービスに必要な不可欠な財源であり、収入未済額の収納対策は大きな課題となっている。

町は、収納対策として、担税力がありながら納税相談に応じないなど、納税に誠意が見られない悪質滞納者に対する財産・給与・預貯金等の差押えなどにより、町税の収納率は前年度より14ポイント上昇しており、収納努力は評価できるものの、景気低迷が長引いたことなどによる法人町民税が

落ち込んだことにより、収入額は前年度より4千683万9千円減少している。

また、収入未済額は一般会計と特別会計合わせて6億1千590万6千円であり、特に町税2億4千618万8千円、国民健康保険税2億8千256万5千円と多額になっている。

今日の疲弊した地方経済においては、道内の複数の自治体が財政健全化団体となっており、住民福祉サービスの低下を招く恐れがある中、当町は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標ともクリアしているものの、今後も失業、所得の減少などにより収入未済額の増加が懸念される。

また、数多くの老朽化した公共施設を抱えていることから安定した町税等の自主財源の確保は至上の命題である。

町は、収納対策について広報等を活用してPRに努めるとともに、個々の収入未済額が多額にならない段階での収納にあたるなど、より一層の収

納努力を望むものである。また、歳出においては、一般会計と特別会計合わせて予算現額182億3千39万2千円に対して支出済額173億5千585万円で、さらに翌年度繰越額4億4千160万5千円を除いた4億3千293万7千円が不利益額となっている。

この不利益のうち一般会計では予算現額14億6千560万1千円に対して支出済額107億8千987万6千円千円で、さらに翌年度繰越額4億4千160万5千円を除いた2億3千412万円が不利益額となっている。不利益額は、前年度繰越事業の執行残のほか、数多くの事務事業予算科目の支出残額の積み上げであり、経費の節減に努めた結果で一概に指摘すべきではないが、一部の事務事業の中で不利益が多いことから、当初予算の段階で予算措置が必要であったのかと疑義に感じるとともに、的確な予算執行状況の把握や詳細な決算見込みによる整理を望むものである。

また、監査委員から指摘のあった事項（随意契約の見直し、予備費の厳格な執行、補助金に係る事務処理）については、その趣旨を十分に踏まえ、今後の適正な事務事業の執行に活かされることを望むものである。

全会計において実質収支額は黒字であるが、今後も国や道の財政支援に不確定要素が含まれており、町の財政運営は一層厳しさを増すものと思われることから、健全な財政運営のため、厳正かつ慎重な事務事業の執行を望むものである。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

審査の結果

一般会計

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入未済額が2億4千618万8千円と前年度より4千615万8千円減少している。また、

収納率は14ポイント上昇しているものの、今日の経済情勢を反映して、収

入額は前年度より4千683万9千円（1.8%）減少しており、財政の安定性を図るため、住民の税負担の公平性を期するうえからも、町税を除く収入未済額5千439万5千円とともに悪質滞納者には厳しく対処し、一層の収納率向上に努力すべきである。

また、歳入の特徴としては、国の経済対策に伴う地方交付税、子ども手当負担金や地域活性化・公共投資臨時交付金などの国庫支出金、子育て支援対策臨時特例交付金や森林整備加速化林業再生事業などの道支出金、新幹線建設関連事業の受託などの増額により、前年度より8億7千920万9千円（8.7%）の大幅な増加となっているが、

町税などの自主財源比率は35.2%で前年度より1.7ポイント減少している。

次に、歳出は、予算現額114億6千560万1千円に対し、支出済額は107億8千987万6千円、これに繰越明許費繰越額4億4千

160万5千円を含めた執行率が98.0%とほぼ予算どおり執行されているが、不利益額の2億3千412万円の中には前年度繰越事業の執行残が含まれている一方で、一部の事務事業において当初予算が執行されていない科目や、補正予算以上に不利益が生じている科目もあり、予算措置及び整理予算の段階で十分に精査することを望むものである。

また、歳出の特徴としては、子ども手当の支給や国の地域活性化関連事業、藤城小学校改築事業、新幹線建設関連受託事業の実施などであり、前年度より9億1千956万9千円（9.3%）の増加となっている。

以上、積極的な特定財源の確保、収納対策の強化による未収額の圧縮を図り、施策の実施にあたっては、優先度をはじめ必要性、妥当性等の精査や財源の計画的な配分を図るとともに、事務事業の見直しによる効率化などをより一層望むものであるが、本会計について

は、概ね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

国民健康保険特別会計

本会計の実質収支額は、3千883万9千円と黒字であり、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額も、2千846万5千円の黒字となっている。

歳入のうち、国民健康保険税は前年度と比較して、失業による新たな加入者の増加、景気低迷による所得減などにより一世帯あたりの税額が約7千円、被保険者一人あたりの税額が約3千円それぞれ減少しており、調定額も8千559万4千円減少しているが、滞納者への納税相談や差押えなどの収納強化により、収入額で1千693万円の増、収納率では6.7ポイントと大幅に上昇している

また、不納欠損額は2千516万4千円で前年度と比較して7千565万8千円の減、収入未済額も2億

8千256万5千円で前年度と比較して5千183万4千円の減少であり、収納強化の効果はあるものの、まだまだ多額な状況である。

歳出のうち、保険給付費は23億9千307万5千円となっており、前年度と比較して8千578万円(3.7%)の増となっている。

療養諸費1人当たり費用額も34万6千円となっており、前年度と比較して1万1千円(3.2%)増加している。今後、一時的な流行病などにより医療費が嵩むことになった場合には保険給付費も増加することから、赤字に転落することも予想され本会計の財政運営は深刻な状況にあるといえる。

以上、国民健康保険は、加入者が納付する国民健康保険税を財源として運営されるのが基本であり、本会計の健全な運営及び加入者負担の公平性を期するうえから厳しい収納対策が必要であるが、本会計は、実質収支額及び単年度収支額が黒

字であり、支出についても適正に執行されていると判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

老人保健特別会計

本会計は、平成22年度で廃止となることから、歳入歳出とも52万3千円で実質収支額は0千円となっている。

歳入の主なもの、医療費交付金及び前年度繰越金であり、歳出の主なもの、医療費現物給付扶助費及び過年度分精算返還金である。

以上、本会計は、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

後期高齢者医療特別会計

本会計の実質収支額は640万7千円の黒字であるが、その額は出納閉鎖期間の4月1日から5月31日までに納付された保険料で、平成23年度において後期高齢者医療広域連合に納付されることとなっている。

保険料については、収入未済額が367万3千円となっており、年々増加傾向にあること、不納欠損額も新たに4万3千円生じていることから収納対策の強化を望むものである。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

介護保険特別会計

本会計の実質収支額は2千25万4千円の黒字であるが、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は2千173万4千円の赤字となっている。

介護保険料の収入未済額が1千31万3千円となっていることから収納対策の強化を望むものである。

歳入は、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金などの増により前年度と比較して2千538万2千円(1.4%)の増加であり、歳出は、保険給付費

及び諸支出金などの増により前年度と比較して4千711万6千円(2.6%)の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1千57万8千円となっている。

歳入は、介護予防サービス計画費収入であり、歳出は、全額が保険事業勘定に繰出しされている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

下水道事業特別会計

本会計の実質収支額は274万2千円の黒字であり、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は91万円の黒字となっている。

平成22年度末の公共下水道、特環下水道を合わせた排水区域面積は690haで、前年度より25ha増加し、下水管布設延長は2km増の124kmである。

また、年間有収水量は283万861³m³で前年度より5万4千237³m³増加し、料金収入は3億4千750万5千円で、前年度より75万2千円の増となっている。

土地造成事業特別会計

本会計の実質収支額は506万2千円の黒字であるが、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は6万2千円の赤字となっている。

歳入は、平成22年度で土地売却収入がなく、前年度と比較して4千982万7千円(90.4%)の減少であり、歳出も、前年度と比較して4千976万5千円(99.6%)の減少である。

以上、本会計は、未売却地の早期処分が望まれるが、実質収支額は黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

水道事業会計

営業収益4億22万3千円と営業外収益213万6千円の合計額4億235万9千円から、営業費用3億2千153万2千円と営業外費用6千380万4千円を合計

平成22年度決算の状況

(単位：円)

決算額		歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	繰越明許費繰越額	実質収支額
会計名						
一般会計		11,023,696,768	10,789,876,241	233,820,527	62,076,000	171,744,527
特別会計	国民健康保険	3,413,598,211	3,374,759,142	38,839,069		38,839,069
	老人保健	5,422,891	5,422,891	0		0
	後期高齢者医療	334,804,346	328,397,696	6,406,650		6,406,650
	介護保健	1,880,148,159	1,859,894,264	20,253,895		20,253,895
	下水道事業	989,447,719	986,705,879	2,741,840		2,741,840
	土地造成事業	5,276,982	215,198	5,061,784		5,061,784
水道事業	収益的収支	421,940,436	406,305,382	15,635,054		15,635,054
	資本的収支	127,076,350	229,772,546	△102,696,196		△102,696,196

した3億8千533万6千円を差し引いた経常利益は1千702万3千円である。経常利益から、水道料

金の不納欠損処分である特別損失630万7千円を差し引いた当年度純利益は1千71万6千円である。

増やしていく資源!

平成22年3月31日現在の水道料金未収金は、平成22年度分で4千708万9千円、平成21年度以前の滞納繰越分で3千261万3千円、合わせて7千970万2千円であり、前年度に比べて150万7千円減少している。また、平成22年度分の未収金4千708万9千円には、平成23年4月に徴収する3月分の水道料金2千999万7千円(前年同期120万3千円千円増)が含まれていることから、滞納者への給水停止処分等の効果が表れている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。そのためには未納額が膨らまないように早めの徴収を行うことと悪質な滞納者に対しては厳しく対処することを求めるものである。平成22年度の建設改良費は、車両基地建設に伴う水道管移設工事、道大沼公園鹿部線交通安全

施設工事に伴う水道管移設工事、本町第9水源整備工事などの工事費のほか、取替用量水器購入費等で1億5千757万2千円が支出されている。

また、企業債償還金は7千220万円で前年度に比べ370万4千円(5.4%)の減少となっている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、また、水道事業の施設整備及び適切な維持管理を行い、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、平成22年4月から藤城・峠下地区が新たに給水区域となったことに伴い、給水収益は増加しているものの、藤城簡易水道拡張事業に伴う企業債元金の償還も始まること、当期純利益は生じているものの前年度より減少していることから、慎重な企業会計の執行を望むものである。

平成23年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	小松 義光	横田 有一	牧野 喜代志	坂田 邦彦	木下 敏	佐野 史人	林 秀樹	青山 金助	坂本 繁	畑中 静一	上野 武彦	中島 勝也	平松 俊一	長谷川 生人	中川 友規	日下部 雅一	前田 宗勝	神崎 和枝
第5回臨時会	7月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
第3回定例会	9月6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月7日	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	9月8日	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月9日	○	○	○	○	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月22日	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引